

運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン作成検討会議設置要項

平成29年4月25日
スポーツ庁長官決定

1 趣 旨

運動部活動の運営の適正化に向けて、練習時間や休養日の設定、指導の充実、部活動指導員等の活用などについて考慮が望まれる基本的な事項、留意点をまとめた「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を作成するための検討会議を設置する。

2 構成員

- (1) 本会議は、学識経験者等からスポーツ庁長官が委嘱した者（以下「委員」という。）により構成する。
- (2) 本会議に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- (3) 座長は、会務を総理し、本会議の議長を務めるものとする。
- (4) 座長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

3 委員の任務等

- (1) 委員は、標記ガイドラインの作成に当たり、本会議において議事の内容に関する意見を述べ、あるいは説明を行う。また、座長又はスポーツ庁の求めに応じ、情報の提供もしくは助言を行う。
- (2) 委員の任期は、スポーツ庁長官が委嘱した日から標記ガイドラインが完成した日までとする。ただし、委員から交代の申し出があったときは、スポーツ庁長官が承認した日までとする。
- (3) 委員は、任期中及び任期後において、委員として知り得た情報について、開示が決定されたものを除き、守秘義務を負う。

4 会議の開催

- (1) 本会議の開催は、スポーツ庁の依頼に基づき開催することとし、開催日時が決まり次第、遅滞なく公表する。
- (2) 本会議の開催は、過半数の委員の出席をもって成立する。
- (3) 本会議の開催は、原則として報道機関に公開して行う。この場合、報道機関に所属する者は、スポーツ庁の定めに従い、会議の内容を傍聴し、もしくは映像、音声、記述による記録及びそれらの配信を行うことができるものとする。ただし、座長は、スポーツ庁の定めに従わず、又は会議の進行を妨げる等本会議の円滑な運営に支障を来す行為をした者は、入場を禁じ、又は退場を命ずる等適切な措置をとることができる。
- (4) 座長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- (5) 文部科学省（スポーツ庁を含む。）は、本会議の議事の内容に関し、必要又は参考となる説明を行い、あるいは意見を述べるることができる。

5 公表

本会議に係る資料及び議事録は、不開示情報を除き、会議終了後、速やかにスポーツ庁ホームページにて公表する。

6 雑則

- (1) 本会議に関する庶務は、スポーツ庁政策課学校体育室が行う。
- (2) 本会議の運営に必要な事項は、この要項に定めるもののほか、本会議に諮って定める。

運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン作成検討会議委員

(五十音順)

- 浅野 あや 神戸市教育委員会スポーツ体育課首席指導主事
- 石塚 大輔 スポーツデータバンク株式会社取締役
- 泉 正文 公益財団法人日本体育協会専務理事、スポーツ審議会委員
- 川原 貴 一般社団法人日本臨床スポーツ医学会理事長、一般社団法人女性アスリート健康支援委員会代表理事、元国立スポーツ科学センター長
- 菊山 直幸 公益財団法人日本中学校体育連盟専務理事
- 小宮山 悟 元プロ野球選手、野球評論家、公益社団法人日本プロサッカーリーグ理事
- 妹尾 昌俊 教育研究家、学校マネジメントコンサルタント
- 田村 好史 順天堂大学大学院医学研究科スポーツロジックセンター・代謝内分泌内科学准教授、順天堂大学国際教養学部国際教養学科グローバルヘルスサービス領域先任准教授
- 杖崎 洋 一般社団法人日本フィットネス産業協会専務理事
- 友添 秀則 早稲田大学スポーツ科学学術院スポーツ科学部教授、日本スポーツ教育学会副会長、公益財団法人日本学校体育研究連合会副会長、スポーツ審議会委員
- 奈良 隆 公益財団法人全国高等学校体育連盟専務理事
- 西岡 宏堂 公益財団法人日本高等学校野球連盟副会長
- 平川 理恵 横浜市立中川西中学校長
- 望月浩一郎 弁護士
- 森 涼 日本私立中学高等学校連合会常任理事、学校法人石川義塾理事長・学校長
- 山口 香 筑波大学体育専門学群准教授、教育再生実行会議有識者
- 山口 隆文 公益財団法人日本サッカー協会技術委員・指導者養成ダイレクター
- 山崎 成夫 千葉県立千葉女子高等学校長、前千葉県教育庁教育振興部体育課長
- 山本 明 公益財団法人日本バスケットボール協会強化育成部技術委員会副委員長・ユース育成部会長
- 渡邊 優子 NPO法人希楽々理事長